



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 オルガノ株式会社
代表者名 取締役社長 橋本 喜代志
(コード番号 6368 東証第 1 部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
田中 康彦
(TEL 03 - 5635 - 5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)、会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)及び会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 現行定款第 7 条(株券)、第 10 条(株主の住所、印鑑等の届出)及び第 10 条の 2(仮住所又は代理人の届出)に定める事項は、変更案第 13 条(株式取扱規則)に定めることにより不要となるため、削除するものであります。
- (2) 管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利は単元株式と比較し相当の範囲に限定することが可能となる変更案第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株主様のご請求により、当社が保有する自己株式を売り渡して、単元株主となっただくことが可能となる変更案第 10 条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (4) 株主総会の招集地の規制が廃止され、会社の判断で招集地を決定できるとされたことに伴い、招集地を明確にするため、変更案第 15 条(開催場所)を新設するものであります。
- (5) より迅速な情報提供のため、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することが可能となる変更案第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット

開示とみなし提供)を新設するものであります。

(6) 取締役会の機動的かつ効率的な運営を目的として、書面又は電磁的方法による取締役会の決議等が可能となる変更案第 28 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

(7) 補欠監査役の予選について定める現行定款第 27 条の 2(補欠監査役の選任)は、「会社法」に規定が設けられたことにより不要になったため、削除し、補欠監査役の任期につき変更案第 32 条(補欠監査役の任期)を新設するものであります。

(8) 現行定款第 30 条(監査役会の議長及び招集)、第 31 条(監査役会の決議)に定める事項は、変更案第 36 条(監査役会規則)に定めることにより不要となるため、変更及び削除するものであります。

(9) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の新設又は削除、用語及び引用条文の変更を行うとともに、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

なお、「整備法」の施行に伴い、平成 18 年 5 月 1 日付で当社の定款に定めがあるものとみなされている変更案第 4 条(機関)及び変更案第 7 条(株券の発行)の新設、現行定款第 8 条(名義書換代理人)の所要の変更を行うものであります。

(10) 上記の新設又は削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社はオルガノ株式会社と称し、<u>その英文はORGANO CORPORATIONとする。</u></p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことをもって目的とする。 1. イオン交換体、活性炭、その他吸着剤、膜処理剤の製造及び販売 2. イオン交換体、活性炭、その他吸着剤、膜処理剤を使用する装置の計画、設計、製作、施工、監理及び販売 3. 給水装置、浄水装置、廃水処理装置の計画、設計、製作、施工、監理及び販売</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、<u>オルガノ株式会社と称し、英文はORGANO CORPORATIONと表示する。</u></p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
4 . 上下水道施設、清掃施設、環境衛生設備の計画、設計、製作、施工、監理及び販売 5 . 廃棄物処理装置、大気浄化装置、排ガス処理装置、その他公害防止関連装置の計画、設計、製作、施工、監理及び販売 6 . 土壌浄化に関する設備の計画、設計、製作、施工、監理及び販売 7 . 土木工事、建設工事、機械器具設置工事、管工事、消防施設の計画、設計、施工及び監理 8 . 電気工事、電気通信工事の計画、設計、施工及び監理 9 . しゅんせつ工事、造園工事の計画、設計、施工及び監理 10 . 医薬品、医療用具、食品、食品添加剤、工業薬品、その他化学製品の製造及び販売 11 . 自動制御、計測機器の設計、製作及び販売 12 . 水質、大気等の分析業務 13 . 厨房、浴室、衛生機器、建築用設備機器の設計、製作及び販売並びに関連する工事の計画、設計、施工及び監理 14 . 前各号に関連する輸出入、代理仲介、リース業、維持管理及びコンサルティング業務 15 . 各種保険の代理業 16 . 印刷事業 17 . 労働者派遣事業 18 . その他前各号に関連する事業	4 . (現行どおり) 5 . (現行どおり) 6 . (現行どおり) 7 . (現行どおり) 8 . (現行どおり) 9 . (現行どおり) 10 . (現行どおり) 11 . (現行どおり) 12 . (現行どおり) 13 . (現行どおり) 14 . (現行どおり) 15 . (現行どおり) 16 . (現行どおり) 17 . (現行どおり) 18 . (現行どおり)
(所 在 地) 第 3 条 当社は本店を東京都江東区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都江東区に置く。
(新 設)	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 . 取締役会 2 . 監査役 3 . 監査役会 4 . 会計監査人
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>(会 社 が 発 行 す る 株 式 の 総 数) <u>第 5 条</u> 当 会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数 は 1 億 2,696 万 株 と す る。</p>	<p>(発 行 可 能 株 式 総 数) <u>第 6 条</u> 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、 1 億 2,696 万 株 と す る。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株 券 の 発 行) <u>第 7 条</u> 当 会 社 は、 株 式 に か か わ る 株 券 を 発 行 す る。</p>
<p>(1 単 元 の 株 式) <u>第 5 条 の 2</u> 当 会 社 は 1,000 株 を も っ て 株 式 の 1 単 元 と す る。 (新 設)</p>	<p>(単 元 株 式 数 及 び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行) <u>第 8 条</u> 当 会 社 の 単 元 株 式 数 は、 1,000 株 と す る。</p>
<p>(単 元 未 満 株 券 の 不 発 行) <u>第 5 条 の 3</u> 当 会 社 は 1 単 元 の 株 式 の 数 に 満 た な い 株 式 (単 元 未 満 株 式 と い う) に 係 わ る 株 券 を 発 行 し な い。 た だ し、 株 式 取 扱 規 則 に 定 め る と ころ に つ い て は こ の 限 り で は な い。</p>	<p>2. 当 会 社 は、 前 条 の 規 定 に か か わ ら ず、 単 元 未 満 株 式 に か か わ る 株 券 を 発 行 し な い。 た だ し、 株 式 取 扱 規 則 に 定 め る と ころ に つ い て は こ の 限 り で は な い。</p>
<p>(取 締 役 会 決 議 に よ る 自 己 株 式 の 買 受 け) <u>第 6 条</u> 当 会 社 は、 商 法 第 211 条 ノ 3 第 1 項 第 2 号 の 規 定 に よ り、 取 締 役 会 の 決 議 を も っ て 自 己 株 式 を 買 受 け る こ と が で き る。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(単 元 未 満 株 式 に つ い て の 権 利) <u>第 9 条</u> 当 会 社 の 株 主 (実 質 株 主 を 含 む。 以 下 同 じ。) は、 そ の 有 す る 単 元 未 満 株 式 に つ い て、 次 に 掲 げ る 権 利 以 外 の 権 利 を 行 使 す る こ と が で き な い。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>1. 会 社 法 第 189 条 第 2 項 各 号 に 掲 げ る 権 利 2. 会 社 法 第 166 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 請 求 を す る 権 利 3. 株 主 の 有 す る 株 式 数 に 応 じ て 募 集 株 式 の 割 当 て 及 び 募 集 新 株 予 約 権 の 割 当 て を 受 け る 権 利 4. 次 条 に 定 め る 請 求 を す る 権 利</p>	<p>1. 会 社 法 第 189 条 第 2 項 各 号 に 掲 げ る 権 利 2. 会 社 法 第 166 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 請 求 を す る 権 利 3. 株 主 の 有 す る 株 式 数 に 応 じ て 募 集 株 式 の 割 当 て 及 び 募 集 新 株 予 約 権 の 割 当 て を 受 け る 権 利 4. 次 条 に 定 め る 請 求 を す る 権 利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株 券)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き並びにその手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人にこれを委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主の住所、印鑑等の届出) <u>第10条</u> 株主(実質株主を含む 以下同じ)、登録質権者又はそれらの法定代理人は当会社所定の書式によりその氏名、住所及び印鑑を届出なければならない。ただし、外国人は署名をもって印鑑にかえることができる。 これを変更するときもまた同様とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(仮住所又は代理人の届出) <u>第10条の2</u> 外国に居住する株主、登録質権者又はそれらの法定代理人は日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届出なければならない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(基 準 日) <u>第11条</u> 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 定款に定めがあるもののほか、必要ある場合取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招 集) <u>第12条</u> 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。</p>	<p>(招 集) <u>第14条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(開催場所) <u>第15条</u> 当会社は、東京都江東区又はその隣接区で株主総会を開催する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) <u>第16条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は取締役会長がこれに任じ、取締役会長が欠員の時又は取締役会長に事故あるときは取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(普通決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(特別決議要件)</p> <p>第14条の2 商法第343条に定める特別決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 この場合には委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第17条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。株主総会の議長は、取締役会長がこれに任じ、取締役会長が欠員の時又は取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員 数) 第16条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。</p> <p>(任 期) 第17条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(選任決議) 第18条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役) 第19条 会社を代表すべき取締役は取締役会において選任する。 (新 設)</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規則) 第21条 取締役会に関する事項については法令又は定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急必要があるときは更に短縮することができる。</p>	<p>(員 数) 第21条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。</p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(選任方法) 第23条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議) <u>第23条</u> <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席して、その取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報 酬) <u>第24条</u> <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) <u>第25条</u> <u>当社の監査役は3名以上とする。</u></p> <p>(任 期) <u>第26条</u> <u>監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任決議) <u>第27条</u> <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第27条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第28条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報 酬 等) <u>第29条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) <u>第30条</u> <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p>(任 期) <u>第31条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(補欠監査役の任期) <u>第32条</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(選任方法) <u>第33条</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任) <u>第27条の2</u> 当社は法令又は定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。 補欠監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 本定款第26条の規定にかかわらず、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになり、本条の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 本条の規定により選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役) <u>第28条</u> 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会規則) <u>第29条</u> 監査役会に関する事項については法令又は定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議長及び招集) <u>第30条</u> 監査役会は、監査役の互選により議長を定める。 監査役会の招集は、前項の議長がこれにあたる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急必要があるときは更に短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議) <u>第31条</u> 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報 酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金及び中間配当金は支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。未払いの利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払いの配当金には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以 上